

第 8 期 第 4 回北区荒川市民会議 議事概要

- 日 時：平成 24 年 8 月 29 日（水） 19 時～21 時
- 場 所：赤羽会館 第 1 集会室
- 出席者：委 員 辻野五郎丸、太田桐正吾、藤森永喜、松下正義、芦沢紀雄、金子正雄、
土井富美子、喜多野正治、清水孝彰 神達和明、寺田雅夫
事務局 （荒下）綿引宙伸、安田裕則
（北区）米山昌男、鵜飼紗綾

●配布資料

- ・議事次第
- ・資料 1：第 8 期北区荒川市民会議委員名簿 (H24. 4. 1)
- ・資料 2：地区別計画（案）（事前配布資料）
- ・資料 3：第 34 回荒川の将来を考える協議会について
- ・資料 4：「ARA メール」ユーザー募集のご案内
- ・資料 5：工事情報
- ・追加資料 1（当日配布）：北区地区別計画（素案）への意見 1（A4 1 枚）
- ・追加資料 2（当日配布）：北区地区別計画（素案）への意見 2（A4 1 枚）
- ・追加資料 3（当日配布）：ブロック整備の基本方針案（A3 1 枚）

●議 事

1. 開 会

2. 資料確認・次第説明

3. 委員の変更について

- ・出席者自己紹介
齊藤委員→委員を辞退
- ・異動に伴う委員の変更
荒川下流 波多野所長、神達工務課長

4. 議題

(1) 北区地区別計画の検討

議長：なぜ計画作成が遅れたか。市民会議で進めてきた内容と荒下から示された枠組みがどうもしっくりこない。その摺り合わせに時間がかかってしまった。他の市区の出来上がった計画の内容をみても、どうも納得できない。

最低限のところは修正しながら、今までの市民会議の内容を最大限盛り込みたい。

1. 地区別計画とは

北区委員：前回3月の内容がどうもじっくり来ない、全面的に直した方がよいのではと
言う意見を元に修正したのが、今回の冊子になります。

まず、「1. 地区別計画とは」では、地区別計画とはどういうものか、ということに
絞って書かせていただきました。

5P：1-3.1 荒川下流の川づくりの考え方
(推進計画 P. 3-1) によるものと明記した。

6P：1-3.2 水辺の整備方針
(推進計画 P. 3-25) によるものと明記した。

7P：1-3.3 新たなゾーニング計画
(推進計画 P. 4-2) によるものと明記した。

8P：図4 推進計画のゾーニング計画図(北区抜粋)とあるが、図面を切り貼り
したため、前後の関係がよく分からなくなってしまうということもあり、この辺
りは議長にも相談しているところ。

委員：検討体制を割愛した理由は？

北区委員：理由というほどのものはなく、地区別計画とは何ぞやというところに絞って
書かせていただいた。

議長：推進計画との整合性で地区別計画が立てられていて、この地区別計画で何をすべ
きかがはっきりしていればそれでよいと思う。後は、事務局との間で文言の調整
を進めていけばよいと思います。

2. 荒川の整備方針

議長：(コンセプト)をそういう言葉にするか。「みんなで安心して楽しめる川づくり 治
水と親水が両立する多自然川づくり」ということになった。

北区委員：前回3月で出た意見をそのまま入れた。

議長：改めて文言を考えたい。事務局の意見があるようですが、

事務局(北区)：

「荒川とともに育まれた水文化の継承と発展」赤水門の歴史的な継承、放水路と
なっている下流部と、岩渕水門で2手に分かれているところなど、水の文化の発
展を前面に押し出せたら、という意見があったので、このようにしました。

議長：そのことはまた後に譲るとして、このところの主旨を説明してください。

北区委員：P.9ですが、P.5の「~4つの取組を推進します。」以下の四つの取組を詳述
したものがP.9以降になります。

①災害に強い安全・安心のまちを支える川づくり

区が下流域で初めて河川防災ステーションをつくったのがセールスポイント。

②自然豊かな水辺空間の再生

北区・子どもの水辺を意識しながら、自然地の保全・再生を打ち出していき
たい。水辺の整備方針というのが、推進計画の中にも、地区別計画のなかで定め
るようにあるので、表現方法を検討したい。

③適正な河川利用の推進

昔に比べてマナーが悪くなったと言われているなかで、河川を横断的に考えるのではなくて、縦断的に考えていけばという意見につながっていく部分。「人が多く集まるレクリエーション利用地が与える水辺や堤内地（市街地）への影響を踏まえた総合的な管理戦略の推進」という表現にも示している。

④自らできる川づくり支援の推進

知水資料館を活かしながら、行政と住民の協調で川づくり支援の拠点とする。北区のなかでアピールしたい。

議長：北区の言いたいことをここで網羅されていればよいのではないか。若干表現を整理していく。

3. ブロック区分

議長：具体的にどんな整備をするのか、どんな絵として最終的にまとめていくか。

配布された A3 のペーパーが今までの市民会議で話されてきた内容。これが網羅されていればよい。

全体の推進計画を考えると、水辺整備のタイプは地区別計画で決めることになっているが、これを一つの事象で決めてよいのか。他市区はこのあたりあいまいになっているが、こんなことを地区で決めてしまっているのか。整備方針は各地区別計画で決めるとあるので、このタイプを地区別計画で決めるべきでは。

他の市区の地区別計画はゾーニングのところいきなり図が入っていたりして、この文言と整合性が取れない。

三つのブロックがあるのはいいが、特徴からすると、岩淵のバーベキュー広場辺りは赤羽岩淵ブロックの方がよいのでは。範囲を再考したほうがよいのではないか。

子どもの水辺と広場と岩淵水門とで赤羽岩淵ブロックとしたほうが分かりやすいがどうか。

子どもの水辺・野球場ゾーンについては、全部湿地化タイプと言っておけばよいのでは。

事務局（荒下）：木杭沈床のところは干潟タイプ、掘削してワンド等を作ったところについては湿地化タイプ、階段護岸の場所は親水タイプ、それ以外は直壁護岸タイプと、ざっくりとその4つで当てはまる所は当てはめて、不明な所は記載の仕方を考えていきたい。

議長：分かりました。それで、赤羽岩淵ブロックの箇所は全部直壁護岸でよいとして、豊島ブロックの所については、今まで議論していなかったが、皆さん、どんなイメージを持っていますか。

委員：干潟タイプとあるが、こういうことを勝手に言っているのかな。

事務局（荒下）：事務所の整備方針を確認した上で、それをベースとし、市民会議の意見を考慮し、表現を直すべきところは直します。

議長：ゾーニングの頁を出したあとで、その後にタイプを持ってくる。そして、護岸のタイプについては地区別計画で意見を聴いていくということで、豊島ブロックはまだ未定ということにしましょう。

議長：ゴルフ場の方は、なるべく自然環境に配慮する、ということにしましょう。あと、護岸側の通路を使いやすくしましょう、ということについては？

委員：今、護岸が崩れて通行止めになっているところがあるので、随時整備してもらっていることになっています。

議長：防災ステーションについては、この二つのままでいけそうですか。

事務局（荒下）：国のブロックと北区のブロックがあるのですが、国の方は、有事の際は指揮所にもなることから、事務所執務室と同じ扱いになるので開放は出来ない。それと、現時点でトイレは日中開放しているが、一般開放の範囲については、北区も検討中なので、どこまで出来るかまだ方針が決まっていない現時点では書きづらい。

委員：※印の方については、活用を検討する、ということころまで文言を調整していただいていいですか。

事務局（荒下）：区と相談させてください。

委員：赤羽ゴルフ場の境界のところの林を何とか使えるようにしてほしいということと、水辺の河川敷道路を駐車場の方まで回してほしい。併せて子どもの水辺の上流部についても、湿地の整備を少しでも広げていきたい。

議長：それはそういう方向でいいですか？子どもの水辺というのは、ああいう形でやっていると、ワンドが埋まっていってしまうのは宿命。10年に1度ぐらいは大規模な浚渫をやらないと維持が出来ない。そういうことを最近感じているが、そういうことを入れて構わないか。

委員：あまりにも具体的に書きすぎると縛りが厳しい。これだけやればいいの、となってしまうので、あまり書き込みすぎない方が自由度があり柔軟に対応できる。細かい対応はその都度協議すればいいと思う。

議長：そこは文言の調整でいいとして、もう一つ分からないのが干潟の区間の所をどうしていくのか。なにかありますか。

委員：菖蒲田の前は葦がいっぱい茂っていて、ゴミも溜まり、土も溜まっています。そうすると1日の満潮干潮のときに水が入ってこない、大潮のときにしか入ってこない。なので、菖蒲田まで水が入ってくるようにするには大変だと思う。

議長：干潟から護岸までのゴミが溜まっている区間は国の管理で、区も下手に手を出せない。裏側に利用区間があり、ああいう風に作っちゃうと、後でとても困る。その維持管理を入れておくのは非常に大事なことだと思う。

委員：釣り人も誰も入ってこない、それでは寂しい。

委員：15頁のところの土地利用区分「・水際においては、ゴルフ場と一体となった湿地や干潟が形成されている箇所は、「自然保全地」とする。」とあるが、私共のところ干潟はありますか？

委員：ありますね。ただ、ゴルフ場とは一体にはなっていないですね。川の中ですね。

議長：その辺り、文言を少し変えて欲しい。

委員：野球場等、各ブロックに北区の領分というものを認めて欲しい。

4. 荒川の管理・運営の考え方

北区委員：25頁 3-1.2 管理上の課題として、バーベキューサイトの使い方のモラルが非常に悪い、ということ課題としてあげさせていただいている。また、マラソン大会など人が多く集まるときに、排泄問題などモラルが非常に悪くなっている。それに伴い、27頁の縦断方向の視点での管理方法について、どこに盛り込むか悩ましいところでしたが、とりあえずここに収めてみました。

29頁以降については、以前に、区民と行政の協働による管理・運営という話があったなかで、事例紹介という形で、荒川クリーンエイドの事例を入れさせていただいた。30頁については、子どもの水辺協議会の事例を入れさせていただいた。あと、31頁のなかで、水辺の管理運営に関する基本原則①～③については、あくまで、子どもの水辺の方に入れさせていただいた。間違いないかご確認ください。

32頁については、荒川下流河川敷ルールを載せさせていただいた。

33頁の管理・運営の役割分担の表について、○が付いていなければやらない、という話になってしまうのではないかという話が出ましたが、こういう管理項目があるということを示すのも意義があるのではないかということで、この表は入れたいと思います。4行目以降の「なお～」という文章を入れさせていただいた。

委員：クリーンエイドについて、実施団体を列記・併記したらよいと思うという提案です。

委員：NPO 法人荒川クリーンエイドフォーラムよりは、日常クリーンアップをしている方々・団体が重要であって、クリーンエイドフォーラムは、ゴミの調査だとか何とか言って、ごみ拾いを忘れてしまった団体なんですね。一応主催はしますが。だけど、企業なんかでも、ゴミ拾いだけやりたいんだ、という団体はクリーンエイドに参加できないんですね。報告書6～7枚書いて、ゴミをカウントしないと。調査だとか何とかばかり言って、ゴミを拾わないならやる意味がないっていう団体も出てきて、クリーンエイドの活動が尻すぼみになってきている。そういう状況のなかで、クリーンエイドという活動の名称と団体の名称を混同しない方がいいと思う。

委員：水辺協議会の紹介を最初に持ってきたほうが…

議長：クリーンアップの紹介があって、水辺の活動の紹介ってことでいいのでは。

委員：最初にクリーンエイドフォーラムという団体の紹介って思ってしまったので、そう考えてしまった。

議長：クリーンエイドの仕組みについて触れるべきで、これでは事例紹介の趣旨とは違ってしまうている。クリーンエイドをこのように行っていて、その後で、水辺でこのような活動を行っている、という紹介ならいいのでは。

5. 地区別計画の実現に向けて

北区委員：以前は、周知の方法として、タウンミーティングや説明会をやっていくとか載せていましたが、現実的にはちょっと違うのかなと思い、割愛させていただきました。広く周知する必要はもちろんあるので、パブリックコメントを行いたいと思います。意見の募集をはかったうえで、まとめたいと思います。「行いました」という表記になっているのは、最終的な計画書の体裁ということで、このようにしました。

委員：周知方法として、何かの機会にチラシを配るとか、知恵を出して文言として入れてはどうか。

北区委員：では、計画の内容はこのままで、文言やまとめ方について調整していきたい。来年の1月か2月に実施予定の、2市7区参加の荒川の将来を考える協議会に上程して承認を得るので、それまでには間に合わせたい。逆算すると、パブリックコメントを10月5日、パブリックコメントを開始するという素案を9月14日までに作成し、区議会の所管の建設委員会に15日にかける。

議長：今日の意見を集約して、事務局が作成して議会にかける。作りこみは事務局に一任。パブリックコメントの結果を見て、市民会議にて内容を再度確認することになります。市民会議の日程は、また後日お知らせします。

(2) その他

事務局（荒下）：資料3～5について説明。

※資料3の協議会決定事項については、8月8日に行われた協議会の内容がまだまとまっておらず、前々回のもの。資料3説明とともに、8月8日の協議会について概略のみ説明。

5. その他

(1) 議事概要署名人の選出

土井委員と松下委員が選出された。

6. 閉会